

戸塚区寄り添い型学習支援事業実施要綱

制 定 平成26年5月1日 戸保護第130号（区長決裁）

最近改正 令和4年2月1日 戸生支第1836号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱（平成28年2月18日制定）（以下「市要綱」という。）に基づき、高等学校等への進学に向けた学習支援等を行う支援施設（以下「支援施設」という。）を設置し、戸塚区内に住所を有する世帯のうち、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題を抱えた世帯の子ども及びその保護者に対して必要な支援を行う「戸塚区寄り添い型学習支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 本事業は、こども青少年局及び健康福祉局と連携して実施するものとする。

（実施主体等）

第2条 本事業の実施主体は区とし、運営については民間法人等（以下「運営法人」という。）に委託して実施する。

2 前項の規定による委託の期間は毎年3月31日までとする。

なお、業務の実績等により、予算の範囲内で最長5年間継続することができる。

（運営法人の要件）

第3条 本事業を実施する運営法人は、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本事業の趣旨を十分に理解していること。

(2) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、中学生に対する支援を提供できること。

(3) 学校等の関係機関や、地域で活動している団体・NPO法人等と連携・協力し、効果的な支援が行えること。

2 運営法人は、前項の要件を満たす者の中から、福祉保健センター長（以下「センター長」という。）が選定する。

（事業の対象者）

第4条 本事業の対象者は市の実施要綱で掲げる者に準ずるものとし、本事業で特に重点的に支援を行う対象者は次の各号に掲げる者とする。

(1) 生活保護受給世帯の中学生及びその保護者

(2) 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することのできなくなるおそれのある家庭に育つ中学生及びその保護者

(3) その他、過去に本事業を利用して高等学校等へ進学した者、概ね15～18歳のいわゆ

る「高校生世代」の者など、センター長が本事業による支援を必要と認める者

(対象者の選定)

第5条 対象者の選定にあたっては、本人の学習意欲、支援の必要性、及び運営法人の受入体制等を考慮した上で、センター長が選定する。

(関係課協議)

第6条 個々の利用者の状況等に応じ必要な場合には、生活支援課及び区内関係課による協議のうえで、対象者の選定を行う。

(支援及び業務内容)

第7条 本事業による支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 中学生に対する学習支援の場の提供、進学を目的とした学習支援、学習意欲喚起のための課外活動及び学習等に関する対象者への相談支援等
 - (2) 「高校生世代」に対する高等学校等中退防止や将来の自立を目的とした学習支援、居場所の提供及び講座の開催等
- 2 前項の規定にかかわらず、災害発生等のやむを得ない事情により、支援を実施することが困難とセンター長が認める場合は、一部又は全部の支援を行わないことができる。
- 3 運営法人は次の業務を行うものとする。
- (1) 関係機関との連絡調整
 - (2) 区との定期的な連絡会の開催
 - (3) センター長の定める様式による本事業の実施状況のセンター長への報告
- 4 運営法人はその他、センター長が必要と認める支援及び業務を行うことができる。

(実施地区及び会場の設定)

第8条 本事業を実施する地区は、原則として大正地区並びに戸塚駅周辺の2か所で行う。

2 本事業は、利用者にとって身近な公共施設など、次の各号の要件を満たす会場において実施する。

なお、運営法人が確保した会場で実施する場合には、あらかじめ区が承認を行うものとする。

- (1) 安定的な事業運営を行うことができること。
- (2) 対象生徒が学習を行うにあたっての良好な衛生環境と安全性、プライバシーが確保されていること。
- (3) 本事業の実施に必要な机・イス等の設備を有すること。

(職員配置等)

第9条 運営法人は、次の職員配置を基本とし、各職種の役割は市要綱の別表(第9条)の

とおりとする。

- (1) 統括責任者 1名
 - (2) コーディネーター 1名以上
 - (3) 支援スタッフ（学習アシスタント） 原則、利用生徒2名に対し1名
- 2 前項第1号及び第2号の職員は、事業実施に支障のない範囲で兼ねることも可能とする。また、必要に応じてそれぞれを補助する職員を置く。
- 3 第1項第3号の職員は、原則として大学生又は地域のボランティアを活用することとし、対象生徒の世代等の状態等に合わせ、配置の目安にかかわらず弾力的に配置することも可能とする。
- 4 運営法人は、支援スタッフ等の氏名等を支援スタッフ等名簿（変更）届出書（第1号様式）によりセンター長に報告しなければならない。支援スタッフ等に変更を生じた場合も同様とする。

（開設日数及び開設時間）

第10条 学習支援の実施日及び実施時間は、原則として週2回から週4日程度、1回あたり2時間を基本とし、センター長と運営法人が協議のうえ定める。

- 2 高校生世代を対象とした支援の実施日及び実施時間、開催回数は以下の通りとする。
- (1) 実施日及び実施時間は原則として前項に準ずる。
 - (2) 講座の開催は、月1回を目安として、センター長と運営法人が協議のうえ定める。
- 3 前2項の規定に関わらず、災害発生等のやむを得ない事情により休業等をする必要があるとセンター長が認める場合は、実施日及び実施時間の変更並びに臨時に休業日を定めることができる。

（学習支援の参加上限）

第11条 対象生徒1人あたりの学習支援への参加回数は、原則として週2回を限度とする。

（利用の申込）

第12条 本事業の利用を希望する者は、市要綱で規定された利用申込書を、センター長へ提出するものとする。

（利用及び終了の決定）

第13条 センター長は、前条の規定により利用申込書の提出を受けた場合は、本事業の利用を希望する者が、第4条各号のいずれかに該当するか否か及び本事業の体制上受け入れが可能か否か等を確認し、利用について決定するものとする。

- 2 前項の決定に基づき、利用を認める場合は市要綱で規定された利用承認通知書により、利用を認めない場合は市要綱で規定された利用不承認通知書により、利用申込者あて通知するものとする。

- 3 センター長は、利用を承認した者について、利用承認通知書の写しをすみやかに運営法人あて通知するものとする。
- 4 センター長は、事業を利用する者について次に掲げる内容に該当したときは、利用の終了を決定することができる。
 - (1) 事業を利用する本人及びその保護者からセンター長へ、年度の途中で市要綱で規定された利用終了申出書の提出があったとき。
 - (2) その他、センター長が必要と認めるとき。
- 5 前項の決定に基づき、利用を終了するときは市要綱で規定された利用終了通知書により、保護者あてに通知するものとする。
- 6 センター長は、利用の終了を決定した者について、利用終了通知書の写しをすみやかに運営法人あて通知するものとする。
- 7 利用の終了の決定を受けた者が再び本事業を利用する場合は、第12条に基づき利用の申込を行うものとする。
- 8 センター長は、対象生徒の本事業の利用終了後の状況等についての把握が行えるよう、第1項による利用の決定を行った者の名簿を作成し、各年度終了時の参加者の状況について記録を行う。

(実費等の徴収)

第14条 運営法人は、本事業の実施にあたり利用料等を徴収することはできない。ただし、あらかじめセンター長に承認を得た場合は、本事業の利用にかかる教材費・食料費等の実費相当分を利用者から徴収することができる。

(利用者情報の提供)

第15条 センター長は、運営法人が支援を行うのに必要な範囲で、利用者に関する情報を利用者情報提供書（第2号様式）により提供するものとする。

(安全管理)

第16条 運営法人は、日常、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確に対処できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

- 2 運営法人は、支援施設において事故等が発生した場合、速やかに事故報告書（第3号様式）によりセンター長に報告しなければならない。

(個人情報保護)

第17条 運営法人は、本事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、本事業の委託にあたり別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本事業で得られた個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

2 本事業の実施にあたっては、個人番号の収集及び利用は行わない。

(運営法人の責務)

第18条 運営法人は、本事業の業務を行うに当たり、利用者世帯に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業の委託終了後も同様とする。

(状況報告及び調査)

第19条 センター長は、必要に応じて運営法人に対して、本事業の状況報告の聴取及び調査を行うことができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

利用者情報提供書

		作成日				年	月	日
作成者	所属		氏名					
利用者（生徒）氏名			住所					
家族構成	続柄	名前	生年月日	職業・学校等		特記事項		
利用者の既往症（疾病・障害等）								
家庭状況（家族関係）								
経済状況（公的扶助）								
近隣との関係（子育て協力者の有無など）								
福祉サービス（利用状況）								
特に必要な支援								
その他								

事故報告書

年 月 日

(報告先)

戸塚福祉保健センター長

事業者名

住 所

電 話

1 事故（傷病）名		
2 発生年月日及び時刻	年 月 日 午前・午後 時 分	
3 事故にあった者	(ふりがな) 性別 男 ・ 女 氏名 年 月 日生	
	住 所	〒 —
	電話番号	
	保護者氏名	
4 発生状況 (具体的に)		
5 処置及び経過		
6 受診した医療機関	名 称	
	所在地	
	電 話	
7 その他		